

(様式1)

車椅子送迎車貸出申請書兼借用書

社協受付印

貸出し車両	タント ・ フリード	申請日 令和 年 月 日
※ 利 用 者	ふりがな 氏 名	
	連絡先	〒 橋本市 携帯・自宅() ※利用者とは車いすに乗る方です
運 転 者	ふりがな 氏 名	利用者との続柄()
	連絡先	〒 橋本市 ☐ 運転免許証の写し添付 ☐ 福祉センター使用許可願(有・無) 携帯・自宅()
利用期間	自 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分より 至 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで	
行き先 (経路等)		
利用目的 (具体的に)		

上記の通り車椅子送迎車を利用いたしたく申し込みます。
なお、借用に際しては貸出要綱を十分遵守し、貴会の指示に従って遅滞なく返納いたします。
また、万一事故があった場合は、私の責任において処理いたします。

申請者(本人署名)

住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会長 様

決	会長	局長	次長		取扱者
裁					

(様式2)

車椅子送迎車貸出許可書

取扱者

貸出し車両		タント ・ フリード	申請日 令和 年 月 日				
※ 利 用 者	ふりがな 氏 名	-----					
	連絡先	〒 橋本市 携帯・自宅() ※利用者とは車いすに乗る方です					
運 転 者	ふりがな 氏 名	-----					
	連絡先	〒 橋本市 ☐ 運転免許証の写し添付 携帯・自宅() ☐ 福祉センター使用許可願(有・無)					
利用期間		自 令和 年 月 日() 午前・午後 時 分より 至 令和 年 月 日() 午前・午後 時 分まで					
行き先 (経路等)							
利用目的 (具体的に)							

このことについては、上記のとおり許可します。

許可日 令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様
電話番号

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会長

誓 約 書

私は、下記借入条項に同意し、車椅子送迎車を利用するにあたり、貴会に対してその一切の責任を問うことはいたしません。私の責任において処理します。

記

借入条件

1. 借入者は、借用車両を十分な注意を払い、自らが責任を持って管理する。
 2. 使用者は、交通ルールの尊厳と安全運転を心がける。
 3. 返却日時を遵守し、燃料を満タンにして返却する。
 4. 借入車両の転貸し、質入をしない。
 5. 返却までの期間、借入者の不注意、不可抗力を問わず、車両の破損、盗難等で現状のまま返却不能となった場合は、協議のうえ等価の賠償をする。
 6. 返却までの期間に発生した故障は、その内容や状況に応じて責任割合を協議し、相応の修理代金を支払う。
 7. 返却期間前であっても、貸主が返却を要請した場合、速やかに返却する。
 8. 事故における運転者及び搭乗者のけが等については、自己責任で対応する。
 9. 事故等が発生した場合の補償について、当該福祉車両の加入保険による補償を超える補償は、すべて借入者の負担とする。
 10. 貸出し用福祉車両の取扱いについて(裏面記載事項)同意する。
- 以上、誓約いたします。

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会長 様

令和 年 月 日

申請者 (本人署名) 住所

氏名

(裏面あり)

貸出し用福祉車両の取り扱いについて

橋本市社会福祉協議会では、福祉車両をお貸しするにあたり、下記の項目をご確認頂くとともに、安全運転の励行と取り扱いについて十分なご注意をお願いします。

< ご 確 認 事 項 >

- ☐ お貸しする車両のガソリン代金等の実費はご利用者のご負担とさせていただきます。
返却の際は、最寄りのガソリンスタンドにてガソリンを満タンにし、返却対応職員にレシートの提示をお願いいたします。また営利目的の車両貸出しではないので、走行距離以上にガソリン代金がかさむ場合もご理解願います。前のご利用者様にその旨の報告はいたしますが、満タンで返却頂いていますので、その点ご理解・ご協力頂きますようお願いいたします。
- ☐ 万一、事故等にあわれた際、ご利用者自身がご加入されている自動車保険（他車運転特約）を優先し、ご利用頂くことになります。詳しくは、現在ご加入の保険会社または代理店にお問い合わせ下さい。尚、ご利用者自身の自動車保険が使用できない場合のみ、当協議会自動車保険を使用します。
- ☐ お貸しする車両の自動車任意保険の加入内容について。
●対人賠償 無制限 ●対物賠償 無制限 ●搭乗者障害 1名 3,000万円 ●車両保険
- ☐ 事故等があった場合は事故の大小に関わらず必ず警察署へ通報すると共に当協議会の方にもご連絡ください。

故障時の対応について

●当協議会就業時間 AM8:30～PM5:15 は社協まで

●就業時間外や休日（土・日・祝）は、

 - ・JAF 会員・・・JAF ロードサービス救援コール TEL #8139
 - ・JAF 会員でない場合・・・社協加入保険のロードサービスをご利用下さい。

損保保険ジャパン日本興亜株式会社 ロードアシスタンス専用デスク
TEL 0120-365-110（24 時間 365 日受付）
- ☐ 貸出し期間中の道路交通法違反（速度、駐車等）の呼び出しにつきましては、速やかに対処をお願い致します。ETC の不正通過等も行わないで下さい。
 - ① 駐車違反（車両放置）をしないでください。（駐車場をご利用下さい）
 - ② ご利用者は、道路交通法に定める違法駐車をした時は、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を納付するものとします。
 - ③ 万一当協議会が放置違反金等を支払ったときは、相当額をお支払いいただくことがあります。
- ☐ お貸しする車両の放置及び ETC の不正通過、その他に関して警察その他関係各所から当協議会に照会があったときは、個人情報を提供することがありますので、予めご了承下さい。
- ☐ 貸出し期間中にお貸しする車両を転貸し、第三者に使用させる行為等は禁止します。
- ☐ 皆様に快適に乗って頂く為に車内は **喫煙・食事・ペットの乗車は禁止**します。
- ☐ **使用した車内等は原状回復の上、ご返却をお願いします。**